



巻頭言

ある普及活動について

(財)日本植物調節剤研究協会 理事 鈴木信毅
(社)全国農業改良普及支援協会 会長

普及事業については、ここ数年、内外から大きな波を受け、転換期に差し掛かっていると云えよう。平成17年4月からは、根拠法規である農業改良助長法が改正され、これまでの普及員、専門技術員という区分が廃止され、普及指導員に統合された。普及指導員になるには国家試験合格が必要であり、高度かつ先進的な技術指導能力が期待されている。もう1点は普及事業の財政の問題である。18年度から、いわゆる三位一体改革により国からの補助金の大半は減額され、都道府県に税源移譲されることとなった。普及体制の安定的な維持のために、都道府県の適切な対応が望まれる。

このような状況の中で、最近、単なる新技術や新品種の導入、後継者育成などの人づくりに止まらない特色ある普及活動の事例を耳にしたのでこれを紹介し、巻頭言に変えたい。

最初の事例は、「普及センターが考案した水稻省農業栽培技術で米政策改革に立ち向かう」という事例。(滋賀県東近江振興局農産普及課大中経営指導担当)。

平成16年4月からの米政策改革の実施により想定される米販売の地域間競争の激化に対応するため、普及センターはカメムシ剤を利用しない技術による独自の減農薬水稻栽培技術システムを考案・提案し、売り切れる米作りを目指した大中の湖干拓地の担い手集団の育成支援を実施した。

本技術システムの概要は、化学合成農薬によ

らない斑点米カメムシ類の耕種的防除システムで、「畦畔2回草刈り技術」と「額縁別収穫技術」の2技術に「色彩選別機利用技術」を加えてシステム化したものである。生産された米は滋賀県が推進している環境こだわり農産物として有利販売されている。また、昨年開催された愛知万博において、地球環境問題を解決する秀逸な技術を表彰する「愛・地球賞」を受賞している。

2つ目の事例は、「地域農業支援と新たな普及手法～コウノトリと共生する農業づくり～」という事例。(兵庫県豊岡農業改良普及センターの普及員さんの論文)。地域農業を元気にしたい、そのためには普及員が何をなすべきか。幼児の頃の農業についての思い出を振り出しに、熱血普及員の思いや活動を記したものである。環境悪化のため絶滅の危機に瀕した野生コウノトリの最後の生息地である豊岡市において、県のコウノトリの保護増殖の取り組みの一環として、普及センターが関係機関と一体となってコウノトリプロジェクトチームを結成し、活動している状況をまとめたものである。減農薬、減化学肥料栽培に消極的であった農家への指導、冬季の水田の湛水、土地改良における魚道づくり、等様々な活動があるが、コウノトリの野生復帰の意味するところを生産者と消費者に説き、農から食を考え、食から地域を考える火付け役を普及員が担っている。